

資料②

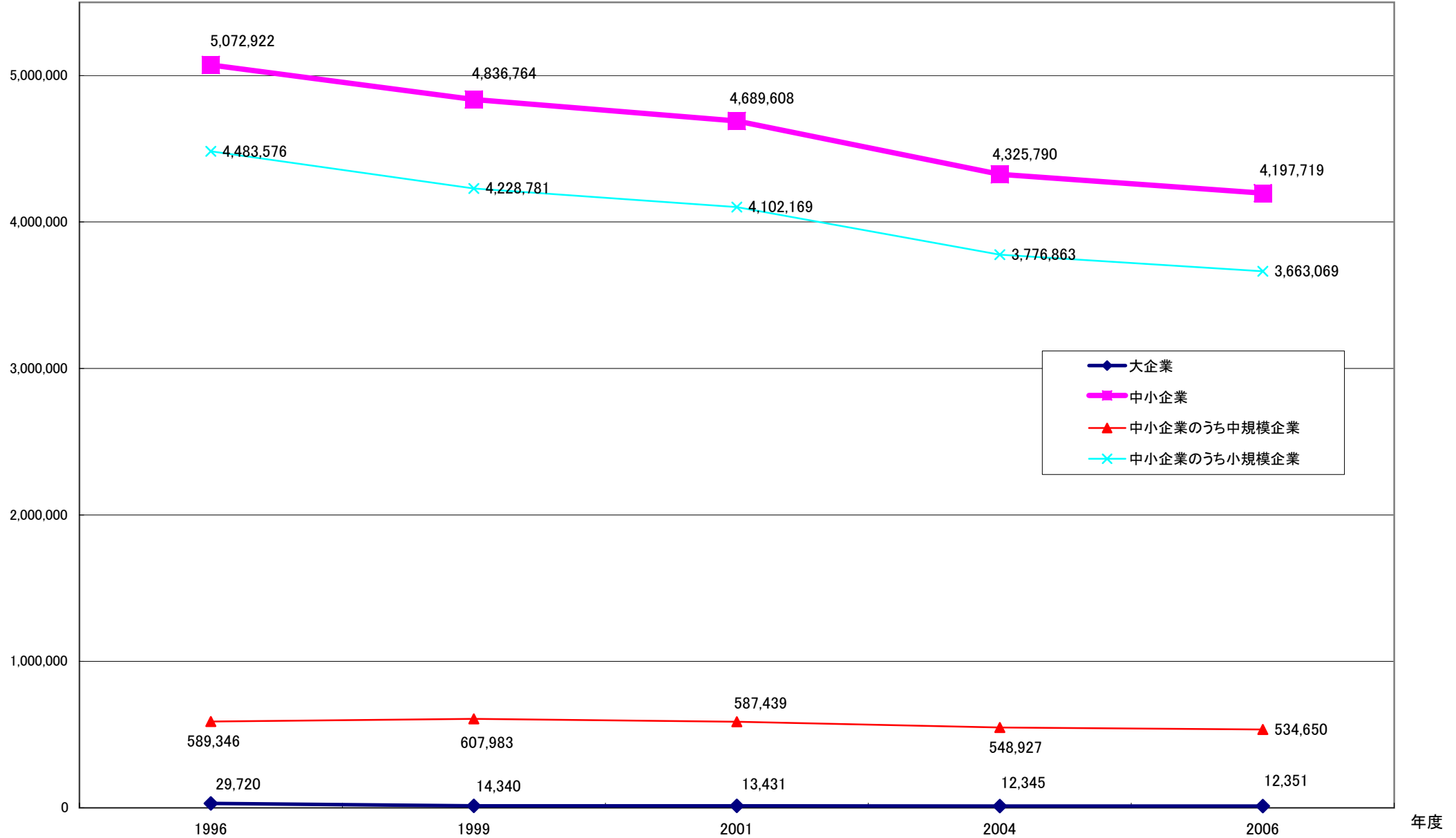
平成21年2月20日
金融庁

目次

○ 規模別企業数の推移	2
○ 倒産件数と負債総額の推移	3
○ 信用金庫・信用組合の預金と貸出金・預け金・有価証券残高の比較と 預貸率の推移	5
○ 業態別中小企業向貸出残高	6
○ 信用金庫の業種別貸出金残高シェア	7
○ 信用組合の業種別貸出金残高シェア	8
○ 中小企業への融資姿勢に対する評価（業態別）	9
○ 地域金融機関に期待する役割の具体的な内容	10
○ 直近1年間で零細企業主が利用した 借入期間別の資金調達先（重複回答）	11
○ 金利帯別貸出残高の比較	12
○ 業態別不良債権比率の推移	13
○ 信用金庫の不良債権処分別等の推移	14
○ 信用組合の不良債権処分別等の推移	15
○ 全国銀行の不良債権処分損等の推移	16
○ <参考資料> 東京情報大学准教授 堂下 浩氏「貸金3法改正後の課題」	17

企業数

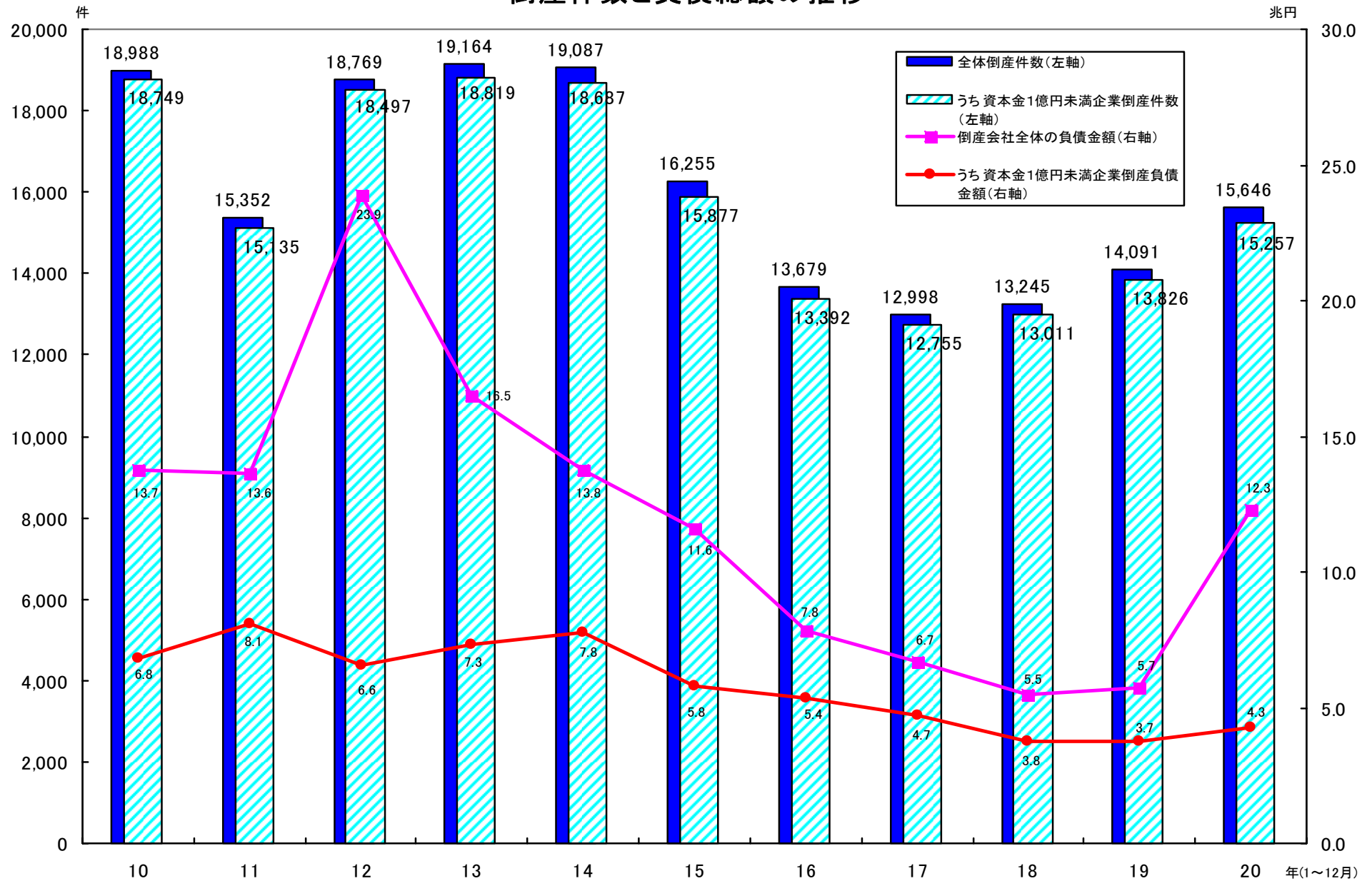
規模別企業数の推移



資料：総務省ホームページ「平成18年事業所・企業統計調査」再編加工。

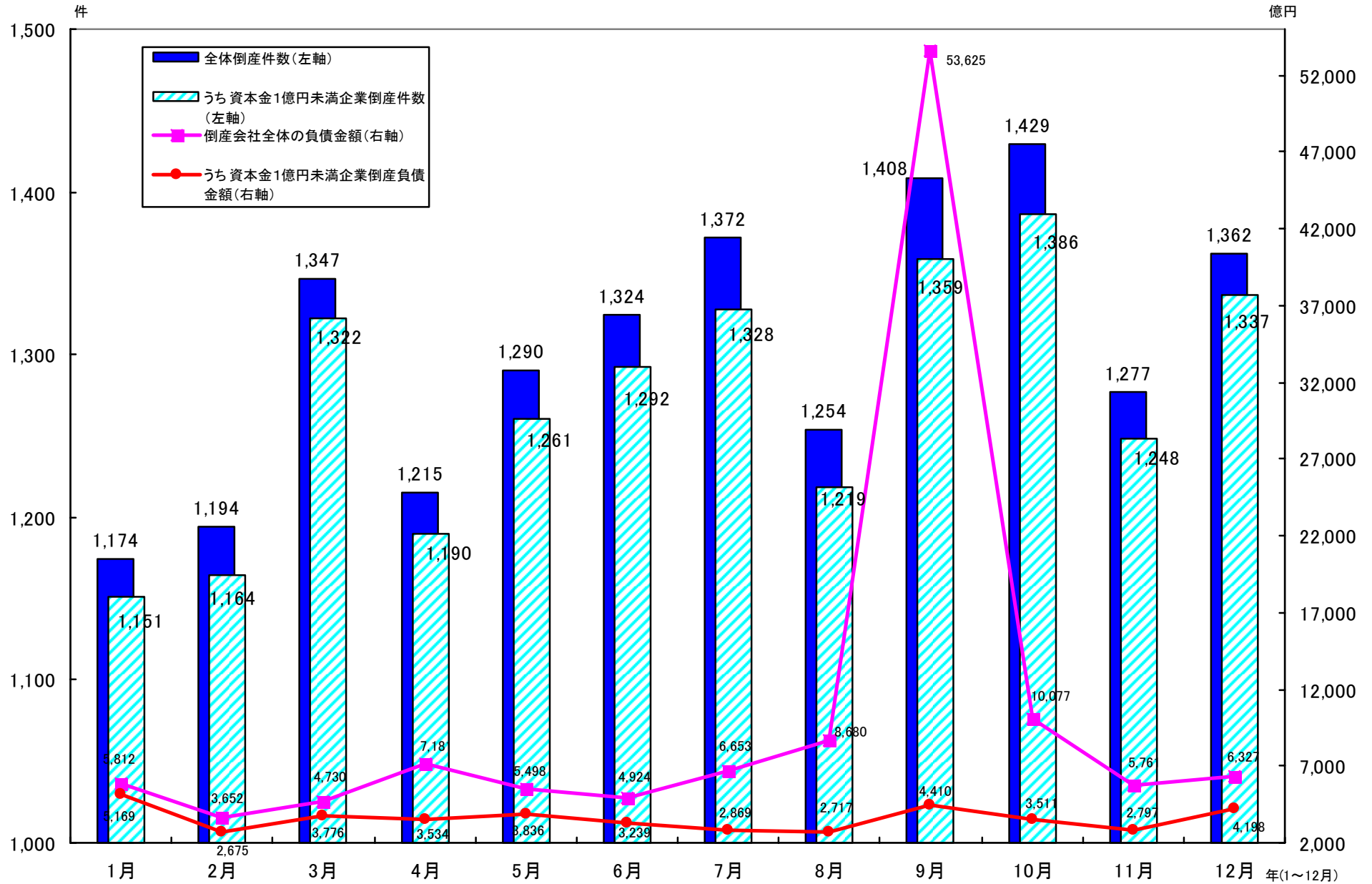
(注) 1. 企業数=会社数+個人事業所 2. 1996年は、常用雇用者300人以下(卸売業は100人以下、小売業、飲食店、サービス業は50人以下)、資本金1億円以下(卸売業は3000万円以下、小売業、飲食店、サービス業は1000万円以下)の企業を中小企業とする。 3. 1999年以降は、中小企業基本法改正後の定義に基づき、常用雇用者300人以下(卸売業、サービス業は100人以下、小売業、飲食店は50人以下)、又は資本金3億円以下(卸売業は1億円以下、小売業、飲食店、サービス業は5000万円以下)の企業を中小企業とする。 4. 小規模企業は中小企業のうち、常用雇用者20人以下(卸売業、小売業、飲食店、サービス業は5人以下)の企業とする。 5. 中規模企業数=中小企業数-小規模企業数

倒産件数と負債総額の推移



資料：中小企業庁ホームページ（2008年版 中小企業白書）ほかより再編加工。
 (注) 負債総額1,000万円以上の企業について集計。

倒産件数と負債総額の推移(平成20年月別)

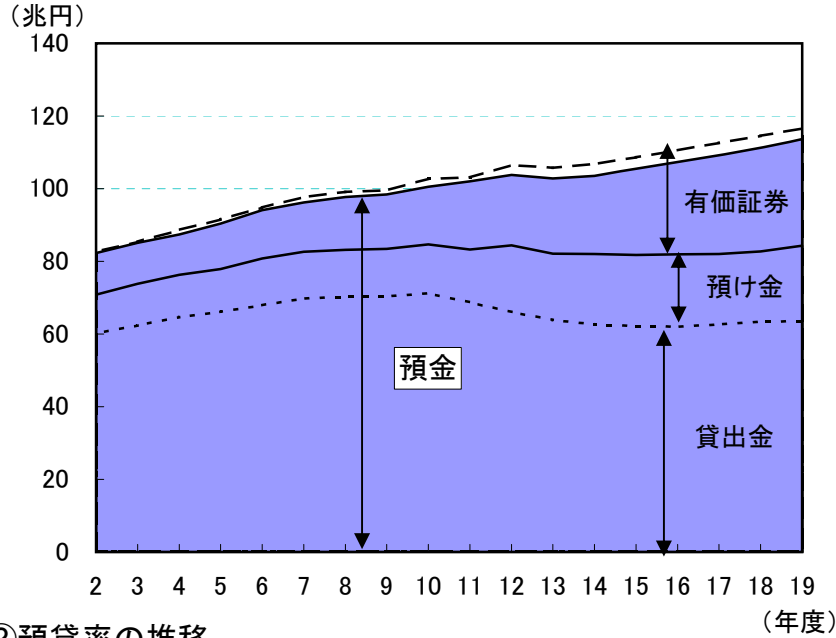


資料：中小企業庁ホームページ「調査統計－倒産の状況」より再編加工。
 (注) 負債総額1,000万円以上の企業について集計。

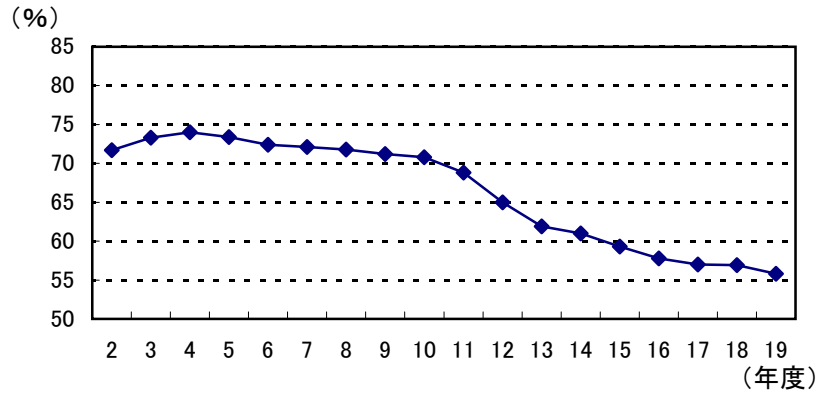
信用金庫・信用組合の預金と貸出金・預け金・有価証券残高の比較と預貸率の推移

信用金庫

①預金と貸出金・預け金・有価証券残高の比較

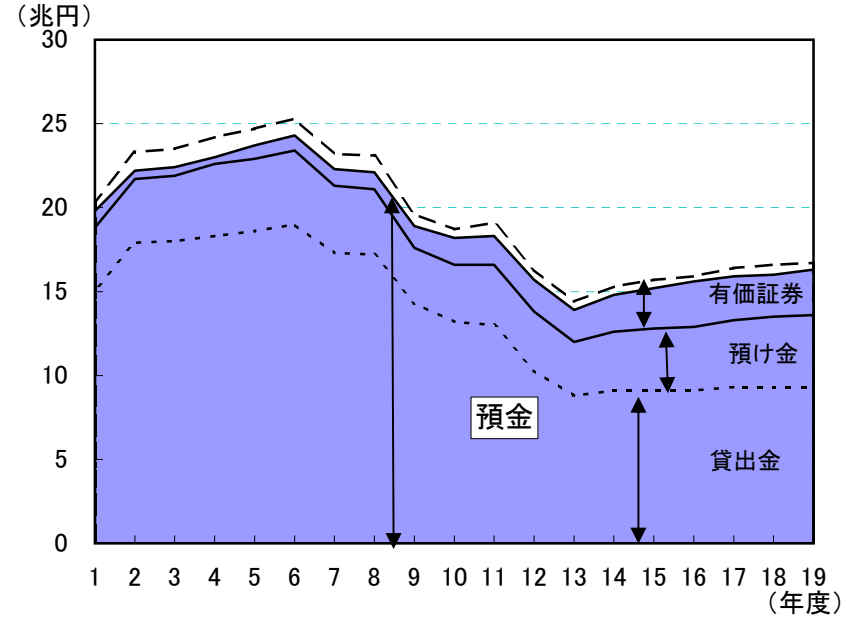


②預貸率の推移

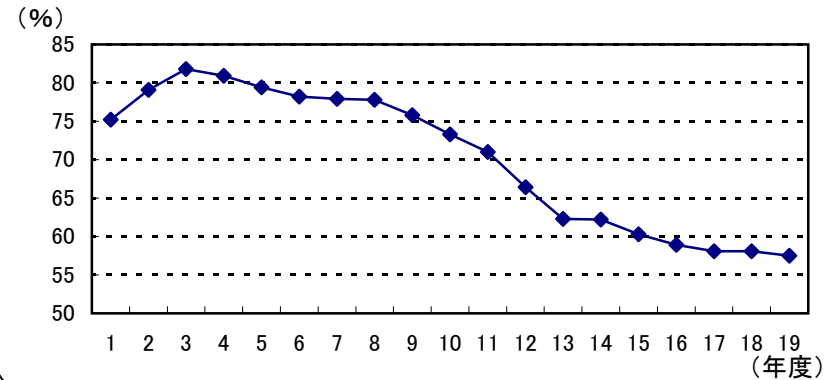


信用組合

①預金と貸出金・預け金・有価証券残高の比較



②預貸率の推移



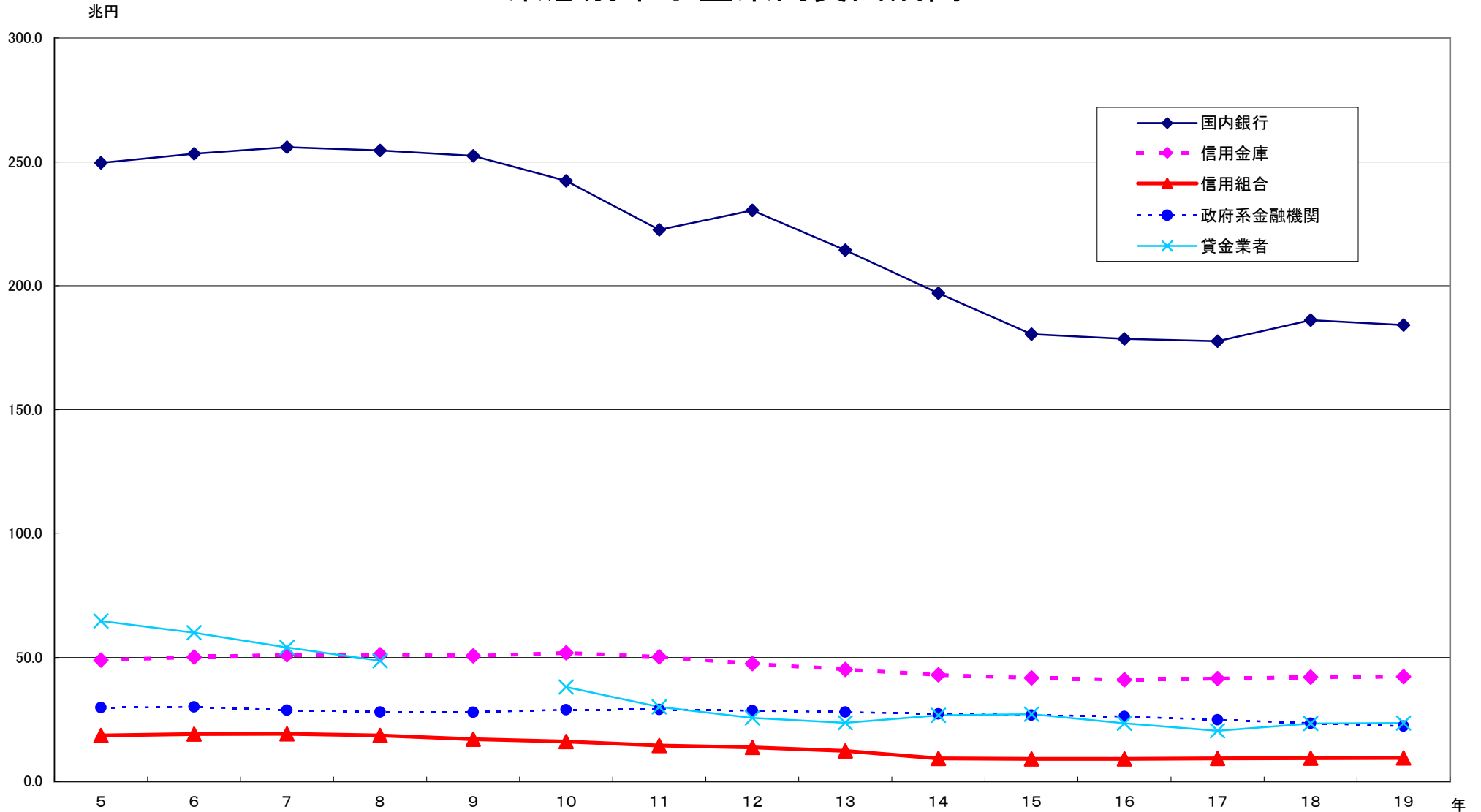
(注) 各業態の①表における各数値の表示方法は以下の通り。

- ・預金：網掛け部分（アウトラインは実線）の量、
- ・貸出金：0兆円から点線（-----）までの量、
- ・預け金：点線（-----）から実線までの量、有価証券：実線から点線（-----）までの量

※各表における矢印は、上記の表示方法の見方を例示したものである。

(備考) 「全国信用金庫概況」等の各種資料をもとに作成。

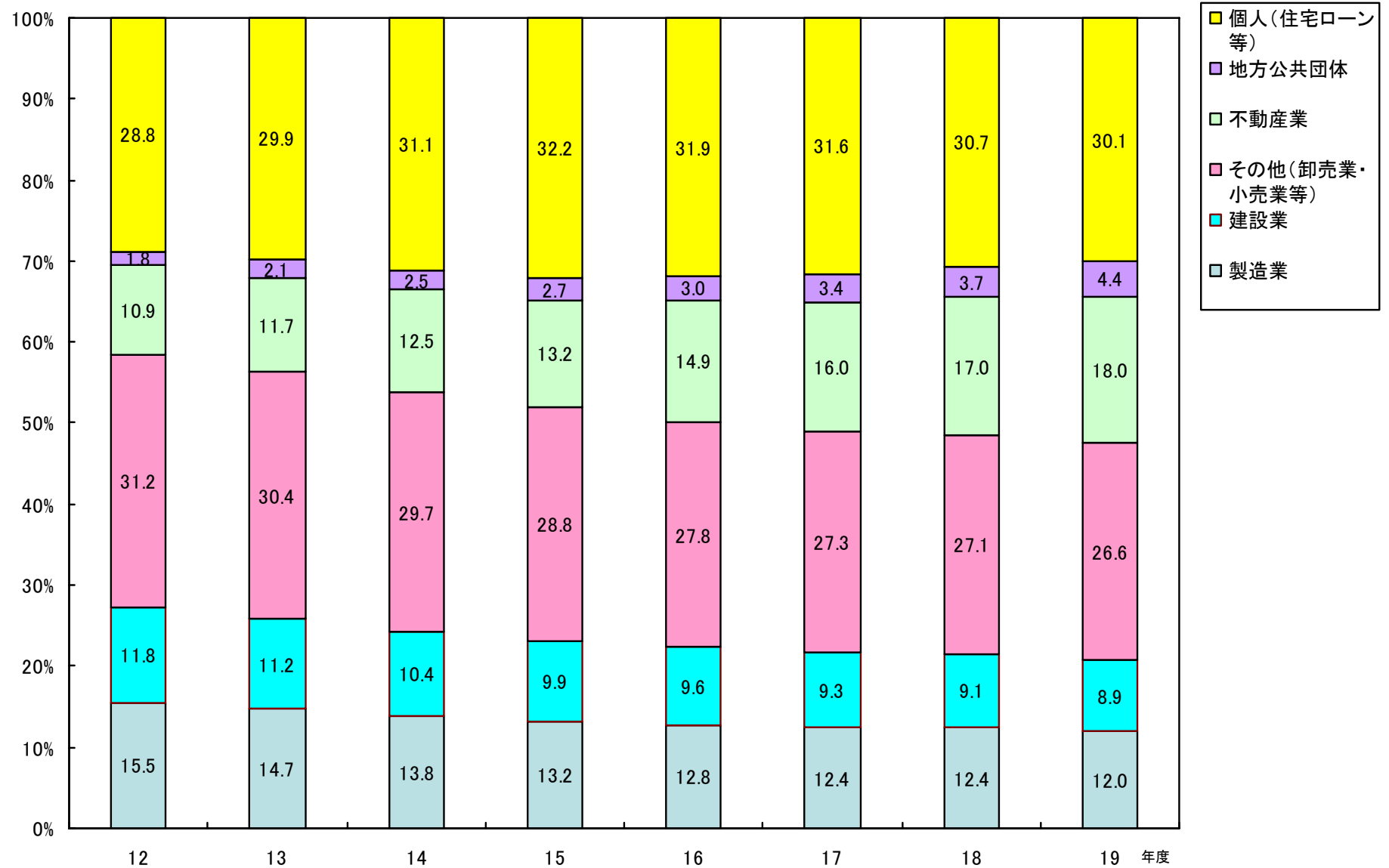
業態別中小企業向貸出残高



資料：中小企業庁ホームページ「2008年版中小企業白書－金融機関別中小企業向け貸出残高」ほかを再編加工。

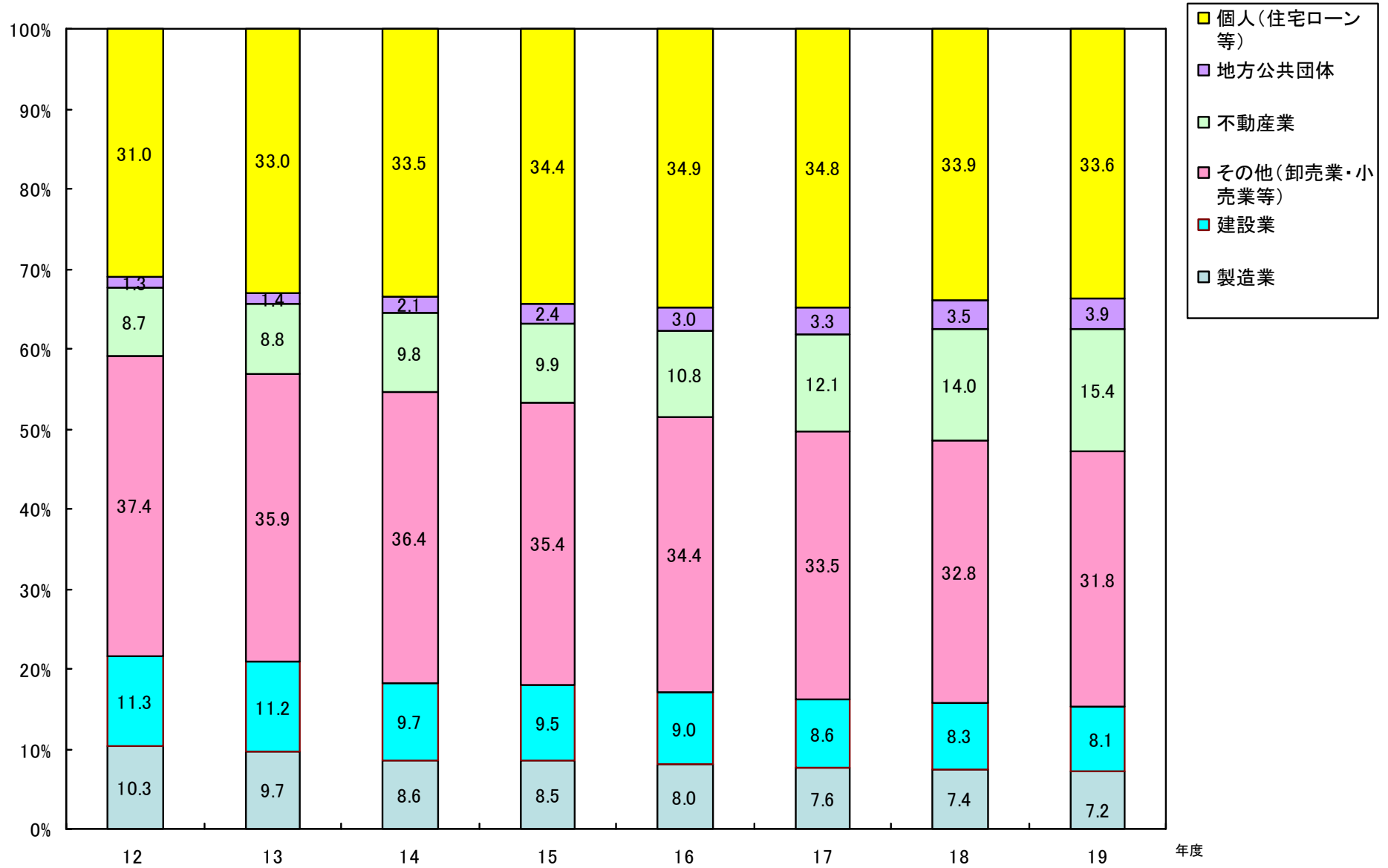
(注) 1. 中小企業向け貸出残高とは、資本金3億円<1億円>（卸売は1億円<3,000万円>、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円<1,000万円>）以下、または常用従業員300人（卸売業、サービス業は100人<サービス業は50人>、小売業、飲食店は50人）以下の企業（法人及び個人企業）への貸出しを指す。<>内は2000年3月以前の定義を指す。
 2. 信用金庫における中小企業向け貸出残高とは、個人、地方公共団体、海外円借款、国内店名義現地貸を除く貸出残高。3. 信用組合における中小企業向け貸出残高とは、個人、地方公共団体などを含む総貸出残高。4. 政府系金融機関＝商工組合中央金庫＋中小企業金融公庫＋国民生活金融公庫 5. 各年12月の貸出残高及びその割合。6. 消費者金融は各年度末残高。10年3月末は集計されていない。

信用金庫の業種別貸出金残高シェア



資料：信金中金総合研究所ホームページ「信用金庫概況」より再編加工。
 (注) 1. その他には卸売業・小売業・飲食店等の業種を含む。2. 個人は主に住宅ローン及びカードローン。

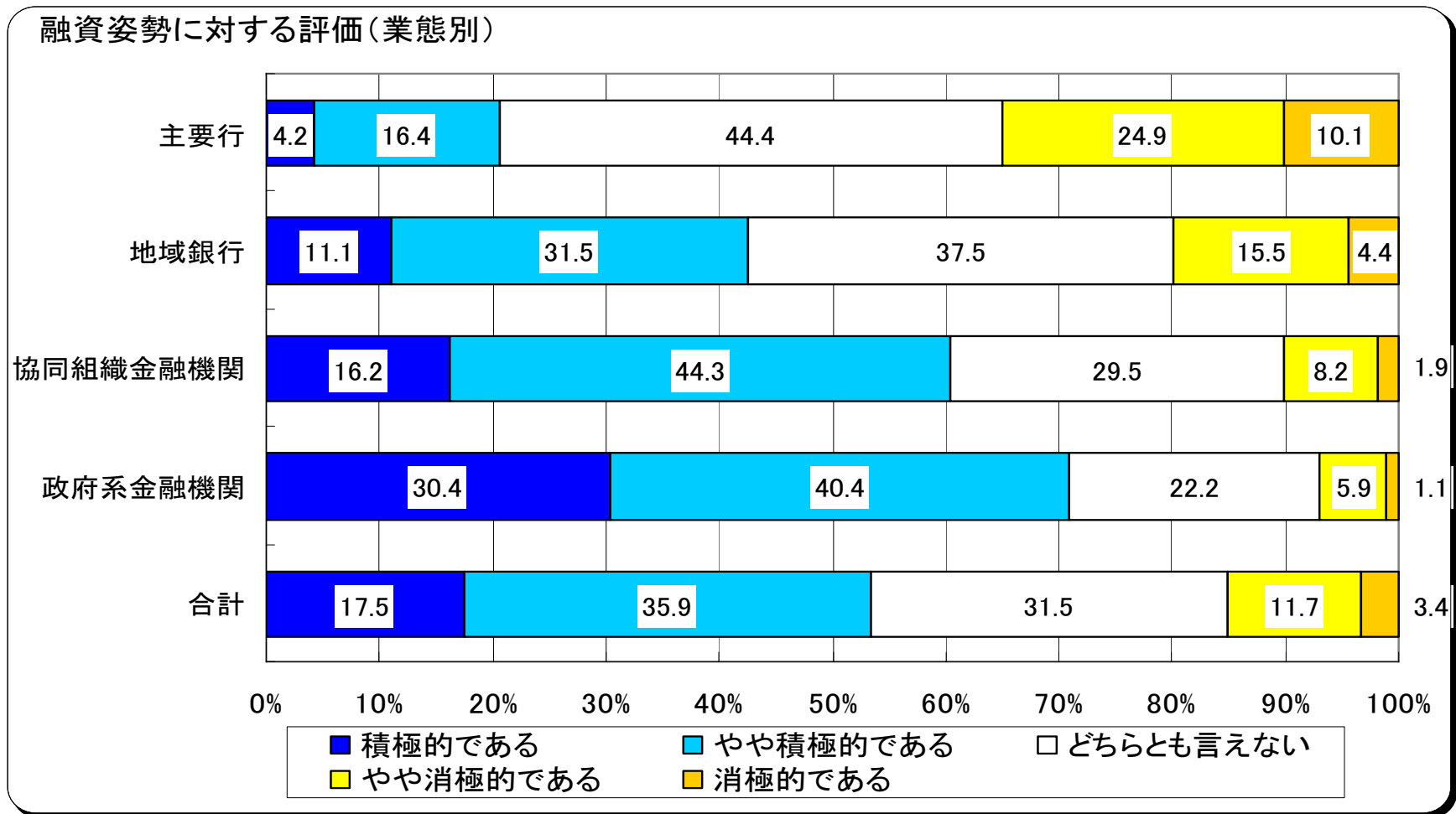
信用組合の業種別貸出金残高シェア



資料：全国信用組合中央協会調べ。

(注) 1. その他には卸売業・小売業・飲食店等の業務を含む。 2. 個人は主に住宅ローン及びカードローン。

中小企業への融資姿勢に対する評価(業態別)

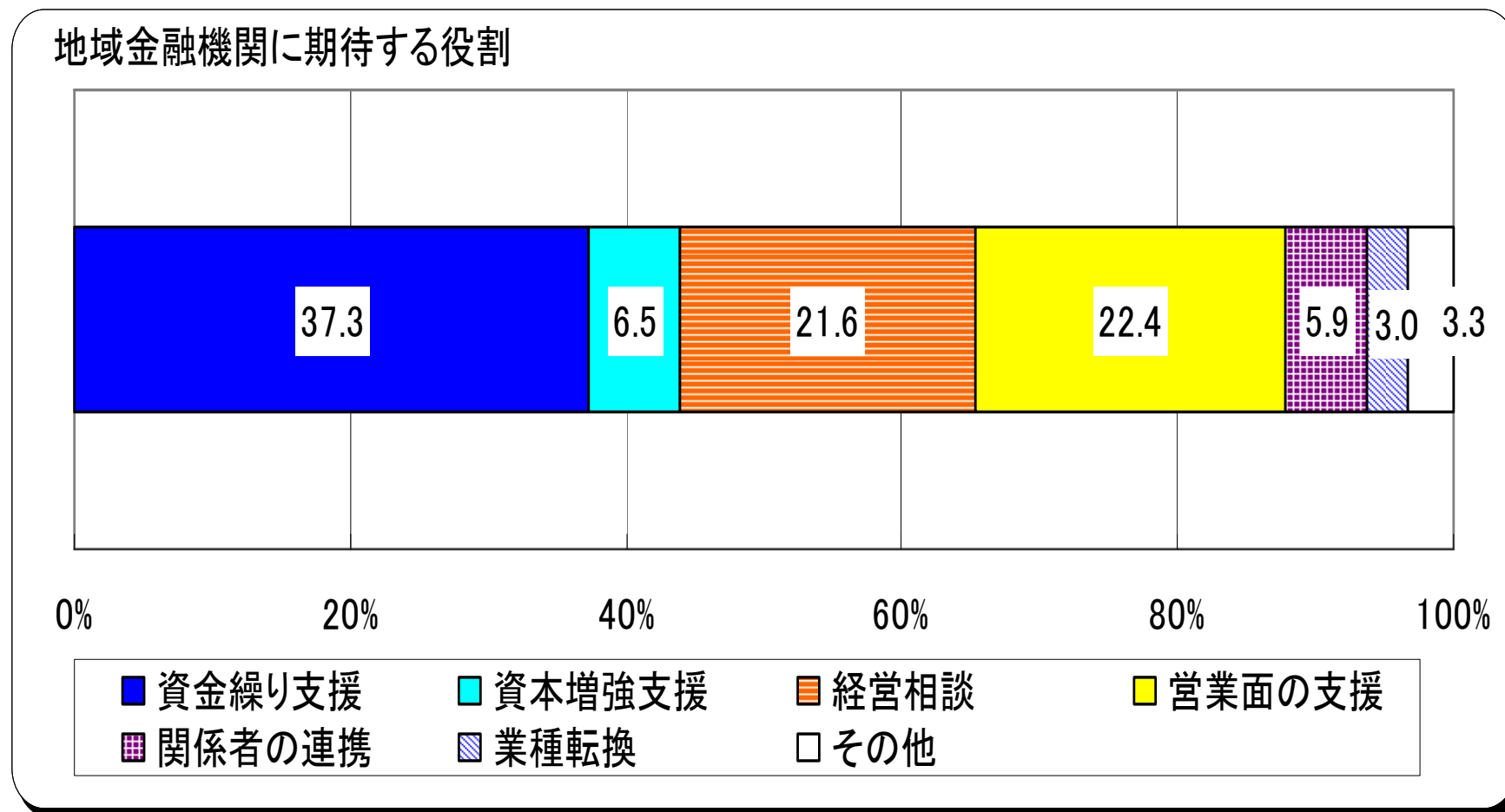


資料:金融庁公表資料(平成20年9月30日)

全国の財務省を通じて、各地域の商工会議所の経営指導員等469名を対象に聴き取り調査を実施。

(注)「合計」は各業態の回答を単純合計したもの。

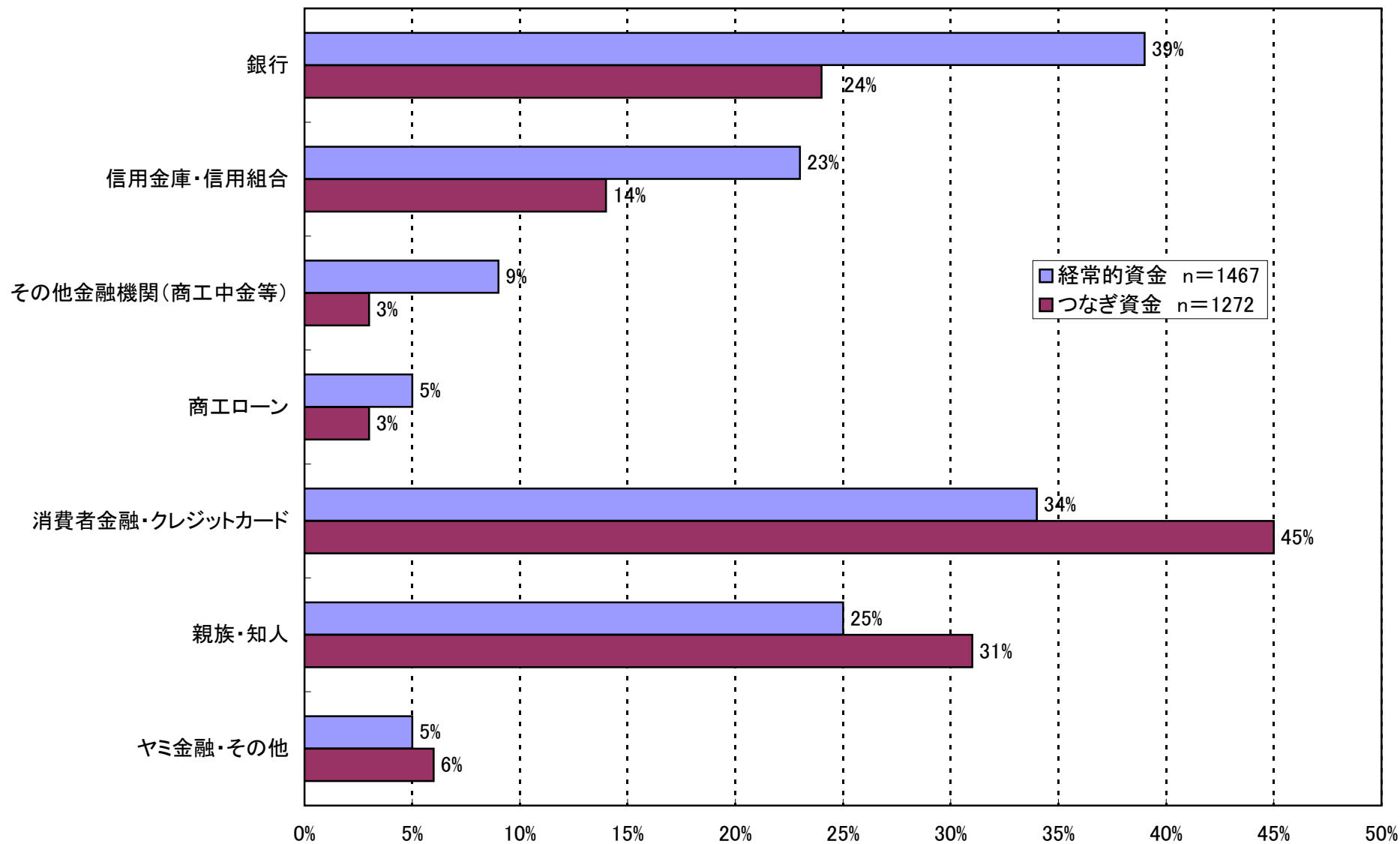
地域金融機関に期待する役割の具体的な内容



資料：金融庁公表資料(平成20年9月30日)

全国の財務局を通じて、各地域の商工会議所の経営指導員等469名を対象に聴き取り調査を実施。

直近1年間で零細企業主が利用した借入期間別の資金調達先(重複回答)

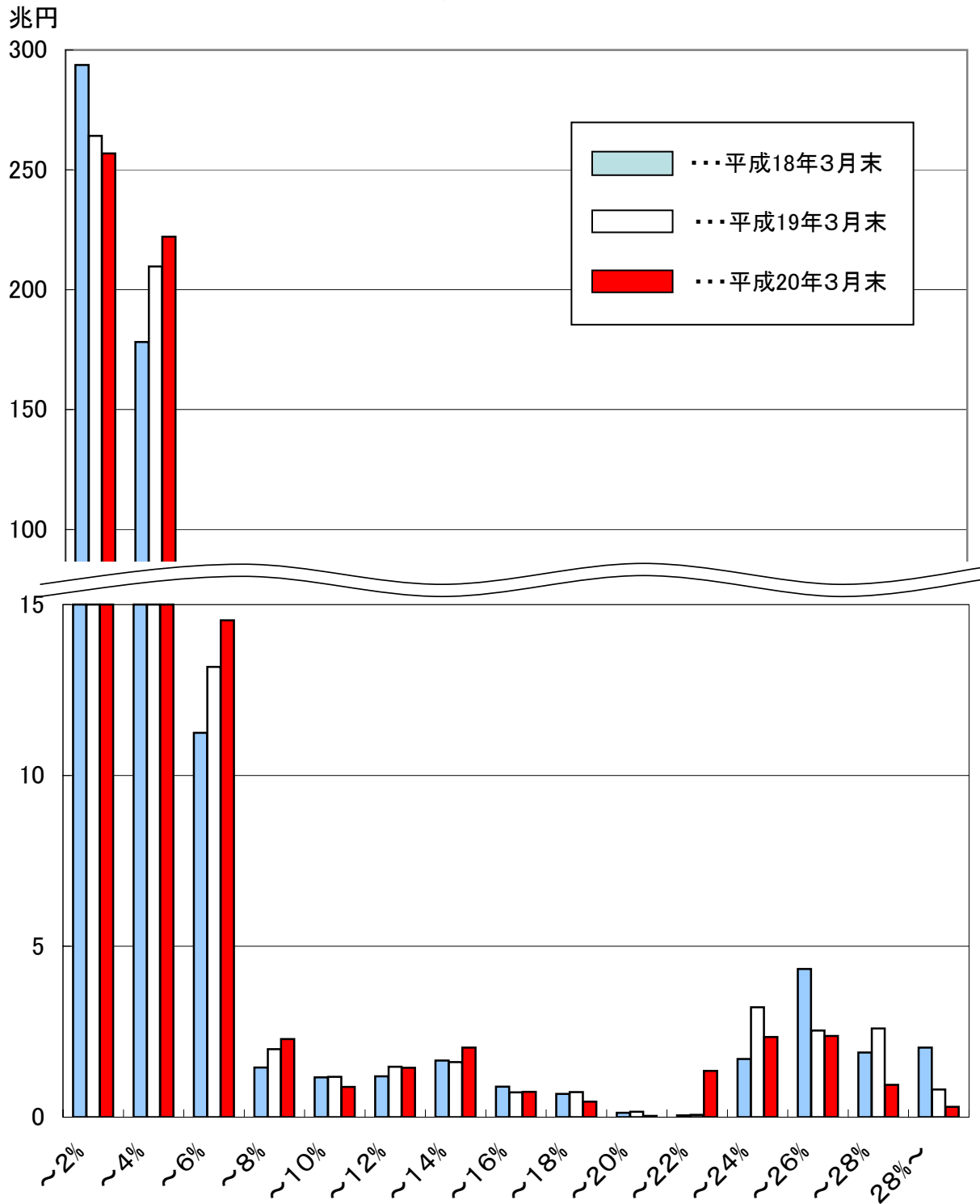


(注) 「調達する必要はなかった」とするサンプルを除外して集計。調査時点は2008年5月。

(資料提供) 東京情報大学准教授 堂下 浩氏

※上記の図は堂下准教授の論文「貸金3法改正後の課題」(参考資料参照)より

金利帯別貸付残高の比較

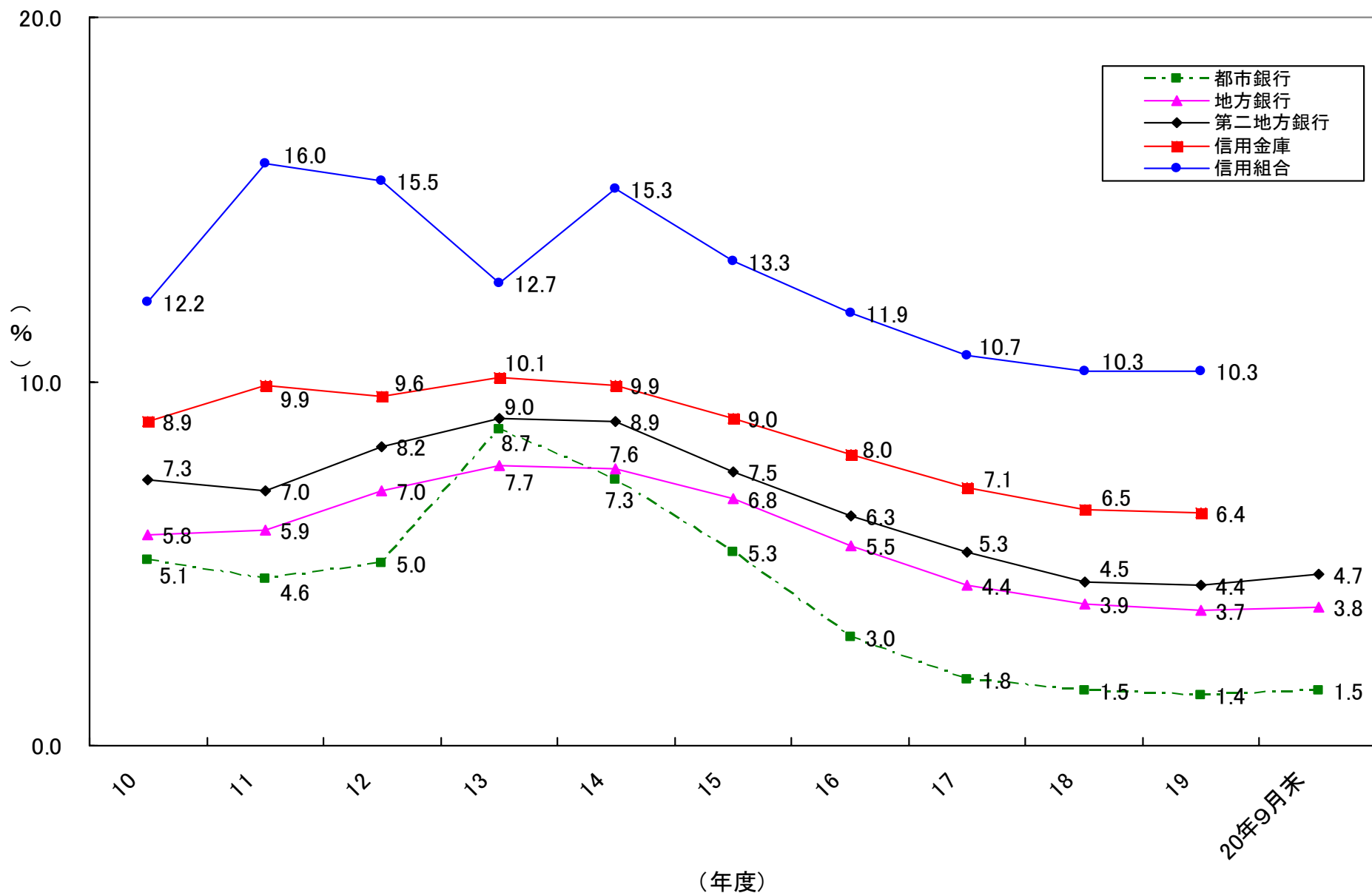


※1 グラフは、国内銀行（日本銀行と取引のあるもの）、信用金庫（城南信金除く）、信用組合、消費者向無担保貸金業者、事業者向貸金業者の貸付残高を合算したものの。

※2 国内銀行、信金、信組の金利帯別貸付残高は「%未満、%以上」により分類されているのに対し、貸金業者の金利帯別貸付残高は「%以下、%超」により分類されている点に留意。

出典：日本銀行統計、全国信用金庫財務諸表、全国信用組合決算状況、貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成

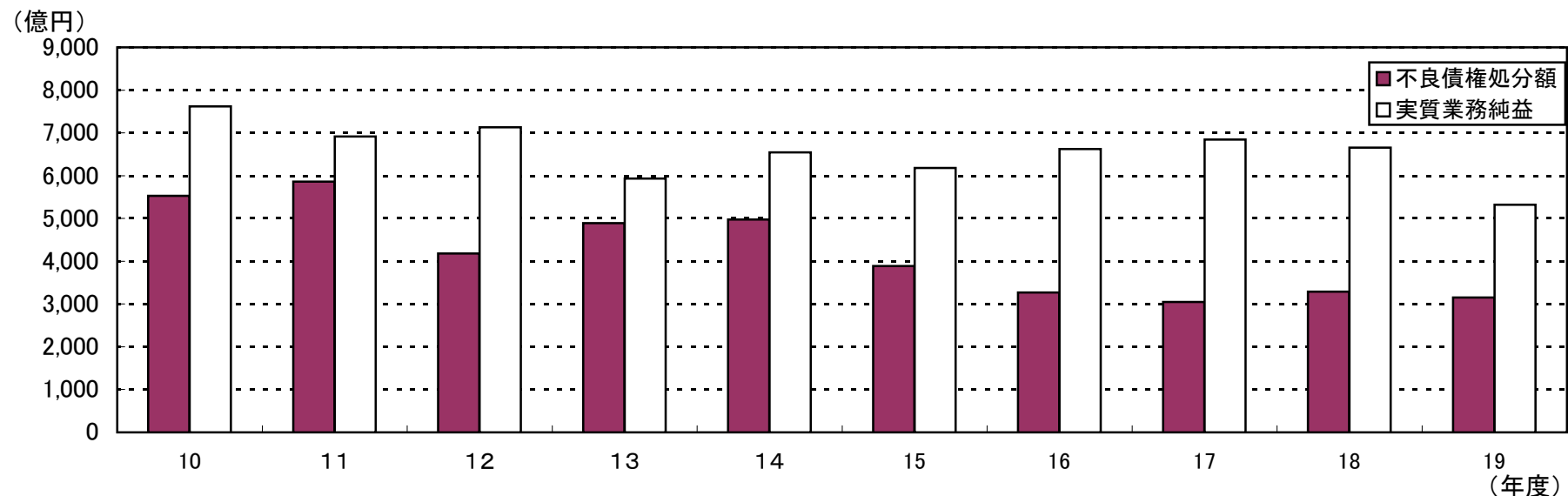
業態別不良債権比率の推移



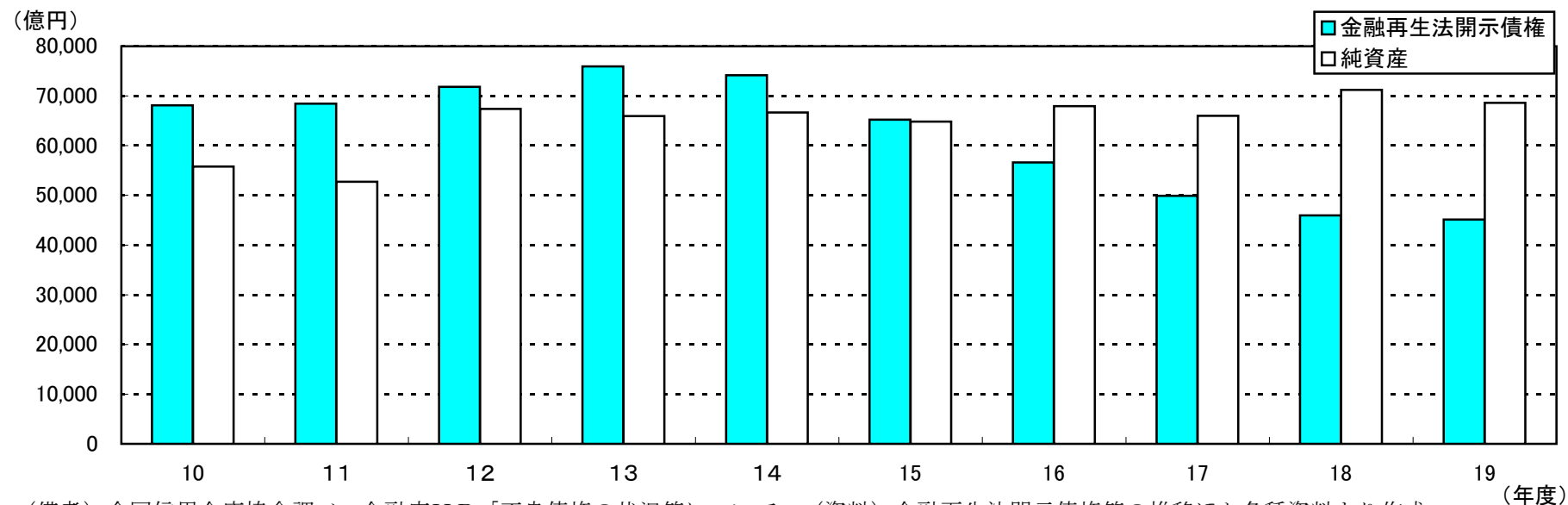
(参考) 金融庁HP「不良債権の状況等について」 (資料) 金融再生法開示債権等の推移

信用金庫の不良債権処分額等の推移

①不良債権処分額及び実質業務純益の推移



②金融再生法開示債権及び純資産の推移



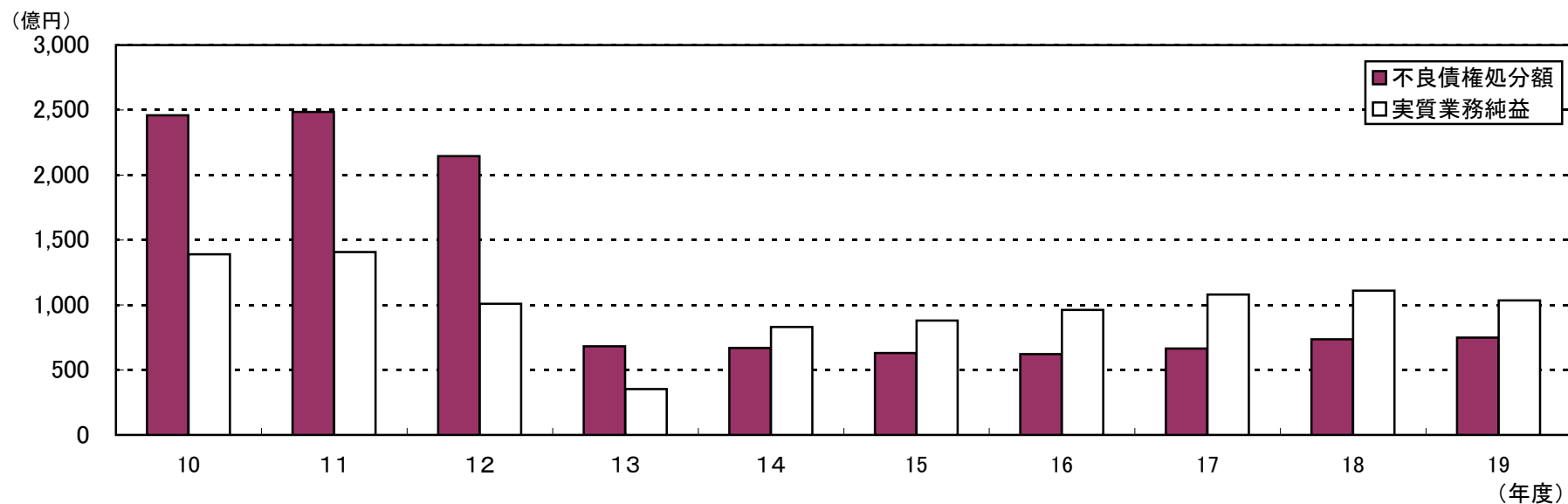
(備考) 全国信用金庫協会調べ、金融庁HP「不良債権の状況等について」(資料)金融再生法開示債権等の推移ほか各種資料より作成。

(注1) ①表：不良債権処分額＝一般及び個別貸倒引当金純繰入額＋貸出金償却（＋（信金中金の場合）特定海外債権引当勘定繰入額）

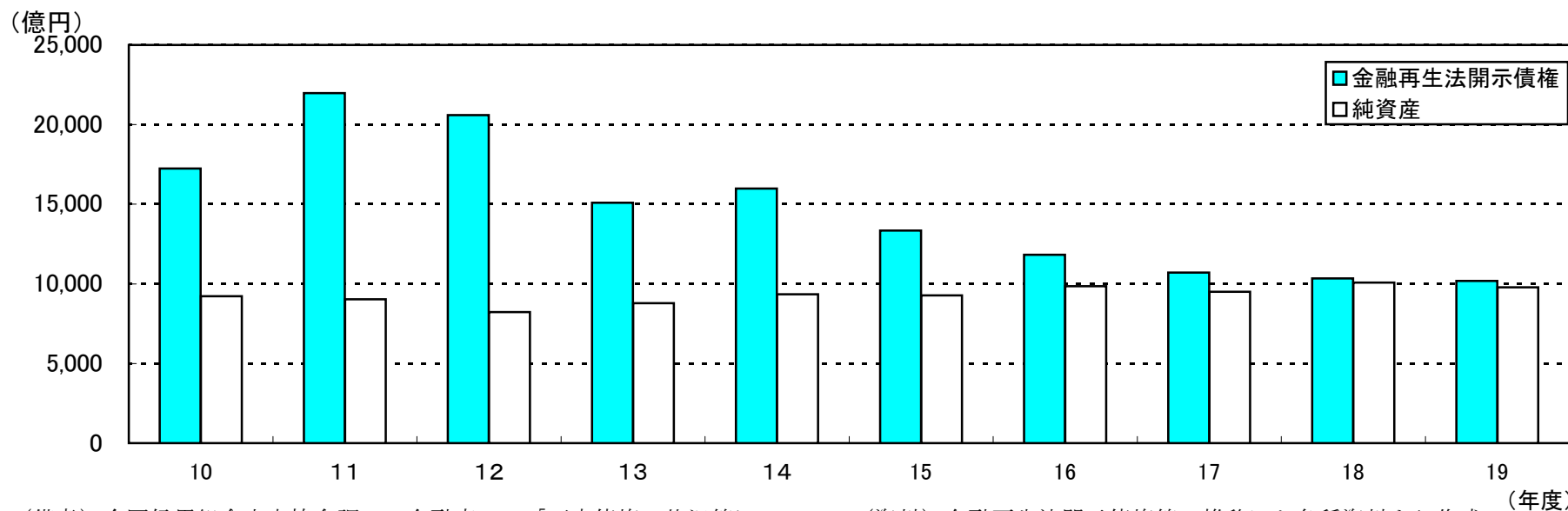
(注2) 12年度以降は信金中金の数値を含む。

信用組合の不良債権処分額等の推移

①不良債権処分額及び実質業務純益の推移



②金融再生法開示債権及び純資産の推移



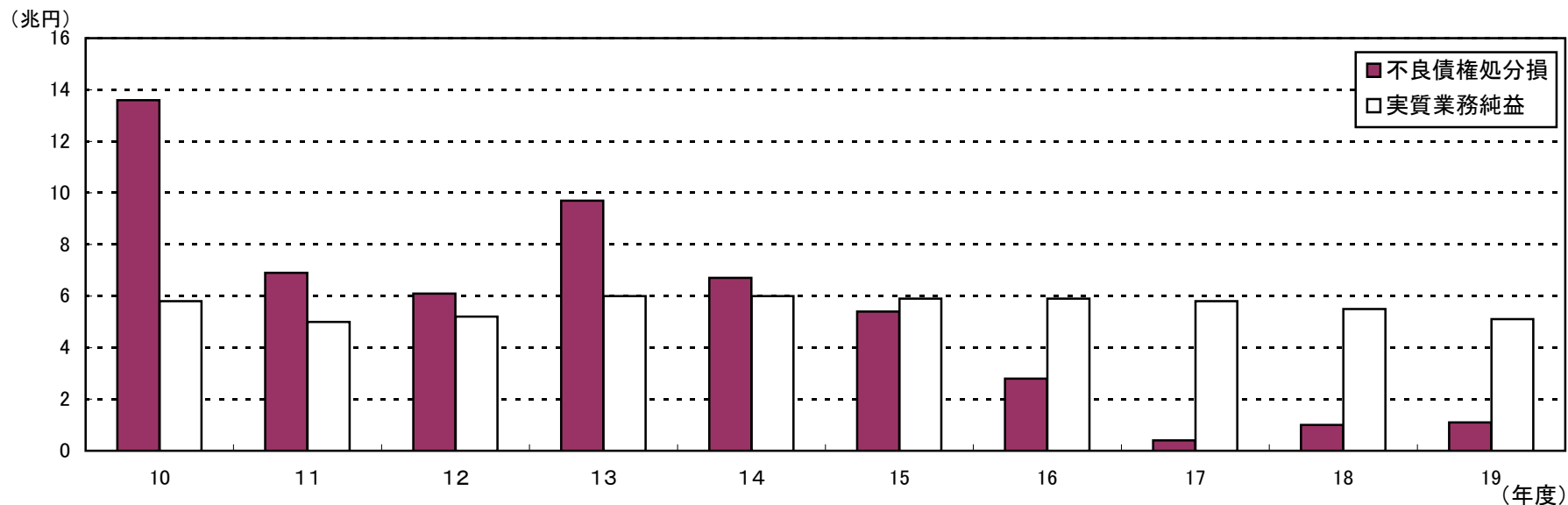
(備考) 全国信用組合中央協会調べ、金融庁HP「不良債権の状況等について」(資料) 金融再生法開示債権等の推移ほか各種資料より作成。

(注1) ①表：不良債権処分額＝一般及び個別貸倒引当金繰入額＋貸出金償却

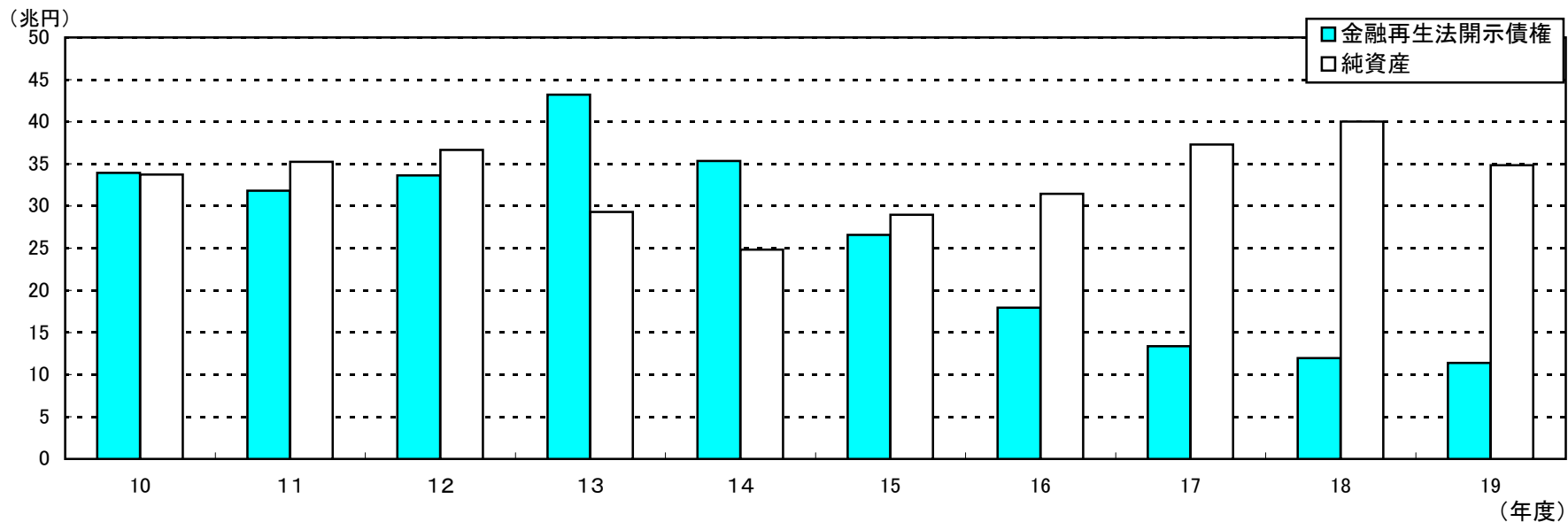
(注2) 12年度以降は全国信用組合連合会の数値を含む。

全国銀行の不良債権処分損等の推移

①不良債権処分損及び実質業務純益の推移



②金融再生法開示債権及び純資産の推移



(備考) 金融庁HP「不良債権の状況等について」(資料) 金融再生法開示債権等の推移、『全国銀行財務諸表分析』より作成。

貸金3法改正後の課題

ヤミ金被害や零細企業への影響監視を

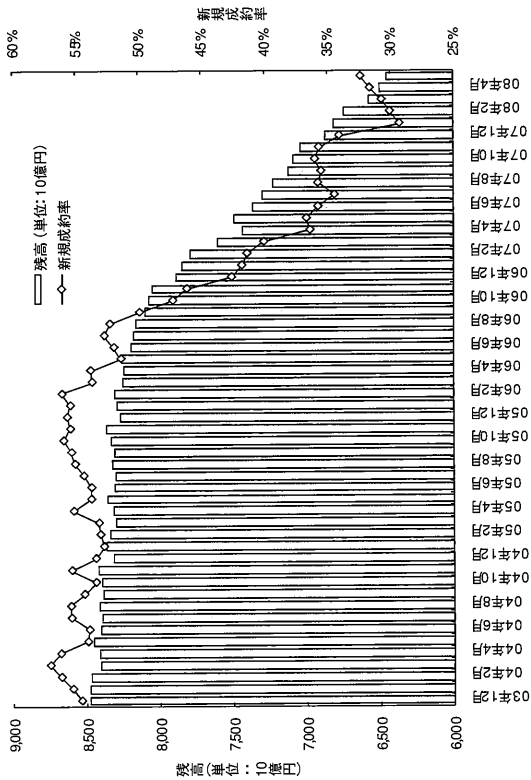
東京情報大学准教授
堂下 浩

高リスクの資金供与が急減

2006年12月、多重債務対策を目的とする貸金3法（貸金業法・利息制限法・出資法）が国会を通過した。上限金利は遅くとも2010年までに29.2%から20%に引き下げられるが、これを見越して貸金業者は与信基準の厳格化を進め、相対的にリスクの高い顧客層への資金供与量が急減している。図1は大手消費者金融7社による残高（月末）と新規成約率（月間）の推移を示したものである^①。貸金3法の国会通過後、残高と新規契約率は

理由として、法改正により審査の厳格化が進み、信用リスクの高い利用者が市場から排除された結果と考えられる。

図1 消費者金融大手7社による残高（月末）と新規成約率（月間）の推移



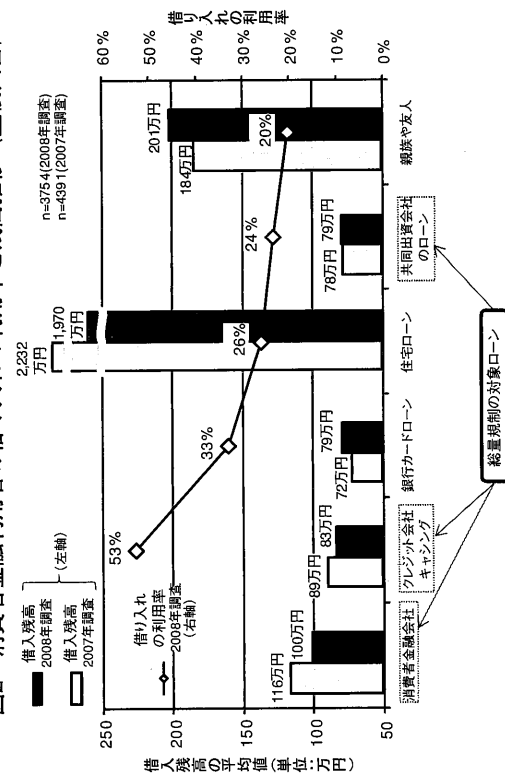
横這いから減少へと一気に転じた。審査の厳格化により新規成約率は55%近傍から30%程度まで落ち込み、残高も8兆5千億円から6兆4千億円に減少した。

アンケート結果が示す現実

① 銀行カードや親族等からの借入急増
信用収縮が進む消費者金融市場を資金需要者側から把握するために、筆者らは2008年5月と2007年5月に利用者アンケート調査を実施した^②。本稿では両年度の調査を比較分析し、消費者金融利用者の属性や債務行動に

同様の現象は、消費者金融利用者が利用している借入平均残高の変化からも示される。図2は消費者金融利用者

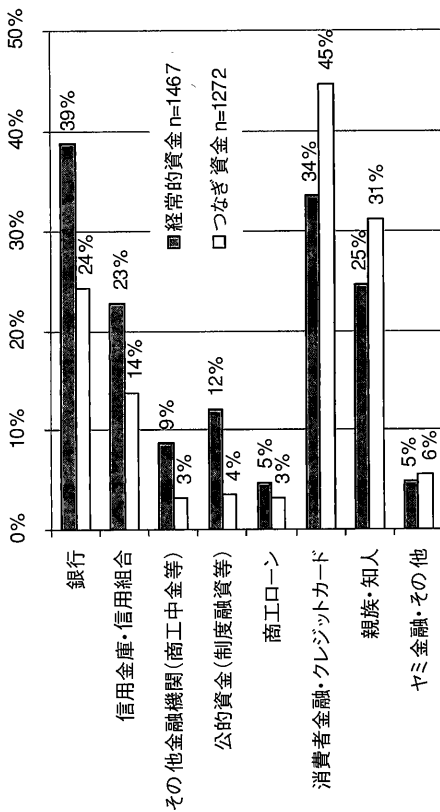
図2 消費者金融利用者の借り入れの利用率と残高推移（重複回答）



関する速報値を報告する。
本調査では消費者金融の現在利用者による借入残高や家計などを調べた。08年と07年の調査結果を比較すると、現在利用者の個人年収は平均値で07年の397万円（n=3873）^③から08年では435万円（n=3349）に上昇。同様に世帯年収も583万円（n=4390）から656万円（n=3709）に上昇。また、預貯金額は126万円（n=4349）から317万円（n=3703）に上昇した。前年に比べ利用者の個人年収、世帯年収、そして預貯金額が軒並み上昇した

が他に借り入れているローン利用率（08年）と、その利用者の借入平均残高の変化（07年と08年）を示したものである。同図によると、消費者金融会社からの借入残高の平均値は116万円から100万円に減少。また、消費者金融と同様に総量規制の対象であるクレジット会社キャッシングの借入残高も89万円から83万円に減少。さらに住宅ローンに至ってはわずか1年間で2232万円から197

図5 直近1年間で零細企業が利用した借入期間別の資金調達先 (重複回答)



注意: 「調達する必要はなかった」とするサンプルを除外して集計。

借人を増やしたと考えられる。

次に、ヤミ金融との接触状況について調べた。図4は消費者金融会社への

借入申込者を抽出し、最近1年間におけるヤミ金融との接触状況を消費者金融申込時の対応別に調べ、その割合

を07年と08年で比較した結果である。07年と08年を比較すると、ヤミ金融と接触する割合は「断られた」人で26%から32%に、「希望額の融資を受けられなかった」人で27%から34%に、そして「保証人や担保を求められた」人で42%から54%にそれぞれ上昇した。今日、多重債務者も含めた個人を狙ったヤミ金融被害の増加を懸念する報道⁴が見られるが、本調査結果は信用収縮が急速に進む中、ヤミ金融被害が増加傾向にあることを裏付けた。従前、筆者はヤミ金融接触者の特徴としてバランスの欠いた心理能力を挙げてきた。しかし、必要

③中小零細企業の資金繰りも硬直化

事業者金融分野における法改正の影響として中小零細企業の資金繰り悪化による倒産急増を危惧する報道が顕著になってきた。そこで、筆者らの研究グループは零細企業の貸金利用実態を把握するためにアンケート調査を行った⁶⁾。図5は直近1年間で資金調達を行った従業員5人以下の零細企業が利用した調達先を、「經常的資金」と「つなぎ資金」に分けて集計した結果である。同図によると、經常的資金の調達先として、銀行が39%、消費者金融・クレジットカードが34%、親族・知人が25%と上位を占める。また、つなぎ資金の調達先としては、消費者金融・クレジットカードが45%、親族・知人が31%、銀行が24%となる。

この結果より、従業員5人以下の零

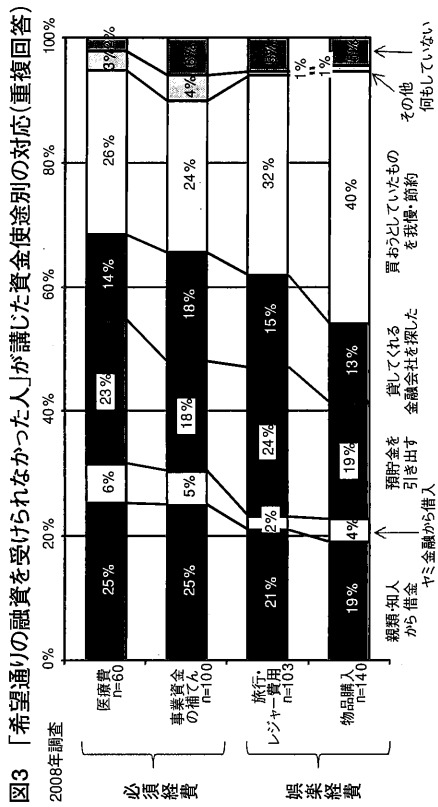
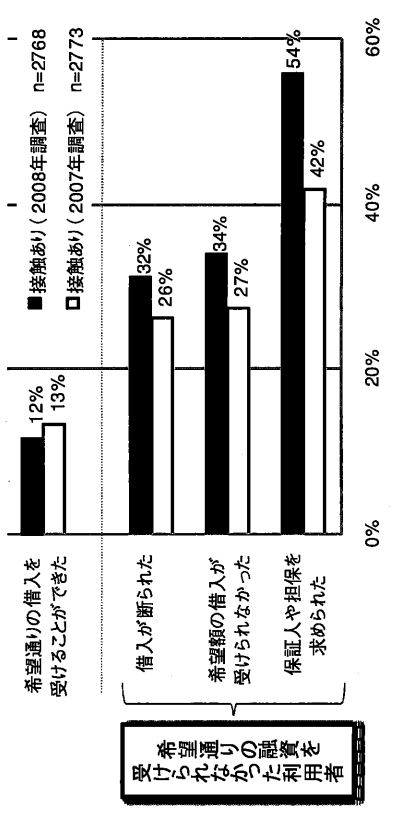


図4 申込時の対応別ヤミ金融と接触した割合の2008年と2007年比較(重複回答)



②融資拒絶後はヤミ金融に接触か

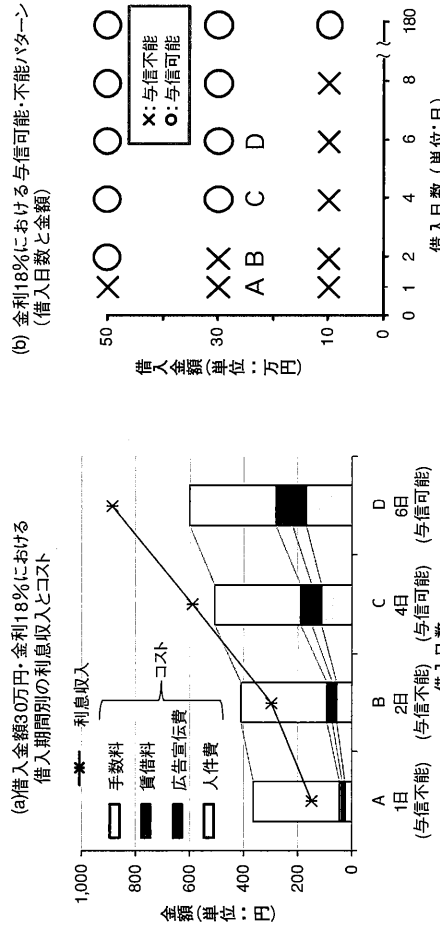
アンケート調査では直近1年間に消費者金融へ融資を申し込んだ結果、「希望通りの融資を受けられなかった人」を抽出し、その資金用途と融資拒絶後に講じた対応を尋ねた。その結果、利用者の債務行動を必須経費と娯楽経費に分けると、融資拒絶後の対応に差が見られた。図3は「希望通りの融資を受けられなかった人」が融資拒絶後に講じた対応の分布である。同図によると、必須経費である「医療費」と「事業資金の補てん」では、「親類・知人からの借入」、「ヤミ金融からの借入」の割合が高くなる。一方、娯楽経費である「旅行・レジャー資金費用」と「物品購入」では、「買おうとしていたものを我慢・節約」の割合が高い。我慢・節約で対応できない必須経費を賄うために、消費者金融会社から与信枠を圧縮された利用者はその代替として親族・知人やヤミ金融からの

0万円に減少した。

一方で、この1年間で残高を逆に増やした借入先が銀行カードローンと親

族や友人からの借り入れである。特に、親族や友人からの借入残高は184万円から201万円に急増した。

図6 与信不能となる少額短期融資（「貸し倒れなし」、「仕入れコストなし」と仮定）



注意: 実際には、貸出残高に対して貸倒れ率8~10%、仕入れコスト2~4%程度が上乘せられる。

取引条件を「○」で示した。例えば、金利18%で30万円を1日間貸し付ける場合(図6(a)のA)、上記理由により与信不能となる。そして、金利18%で30万円を4日間貸し付ける場合(図6(a)のC)、利息収入はコストを上回り与信可能となる。

試算にあたり「貸し倒れなし」、「仕入れコストなし」との前提であるが、実際には大手消費者金融会社の場合、貸出残高に対して貸倒れ率は8~10%、仕入れコストは2~4%程度である。したがって、現実の市場において与信不能となる条件はさらに厳しいはずである。本来、少額短期の借入は

細企業では消費者金融やクレジットカードが経常的資金とつながり資金の両面において広く利用されていることが分かる。これは少ない人員での事業上、審査書類作成に資源を割けない分、金利は高いものの機動性を重視して消費者金融やクレジットカードを利用していると考えられる。

今日、貸金業者による貸し渋りに最も直面しているのが零細企業主であるといわれているが、筆者らの利用者調査でも、同様の現状が明らかになっている。したがって、原材料費が高騰する中、零細企業主の与信枠が圧縮されたことで資金繰りに硬直性が増し、倒産に至るケースも増えたと想像できる。

信用収縮の影響も分析を

そもそも利息制限法には信用リスクとは別次元で信用収縮を引き起こす欠陥を内包している。利息制限法では「10万円以上、100万円未満の融資」における上限金利は18%となるが、例えば30万円の融資が実行された場合、貸金業者は利用者が4日以上にわたって借り入れない限り、利益を出すことができない。図6(a)は借入金額30万円・金利18%での借入期間別の利息収入とコストの関係を示したものである。同図では、融資期間で4つのケース(A:1日、B:2日、C:4日、D:6日)に分けて、利息収入とコストの関係を示した。ケースCとDでは利息収入がコストを上回り与信は可能となるが、ケースAとBでは利息収入がコストを下回り与信不能となる。

次に、図6(b)では金利18%で与信が不能となる取引条件を「×」、可能な



どうもと・ひろし

1964年生まれ。早稲田大学理工学部卒。米テキサス大でMBA(経営学修士)を取得。三菱総合研究所、シヤフコなどを経て、東京情報大学総合情報学部准教授。早稲田大学客員教授。総合情報学博士。

- 例えば、『毎日新聞(千葉)』「多重債務相談:件数、昨年度3542件で過去最高 背景に闇金融業者急増」(2008年6月20日)など。
- 堂下浩「消費者ローン利用者の行動分析」『地銀協月報』全国地方銀行協会、2007年10月。
- 2007年度の企業倒産件数は比較可能な2001年度以降で最多となった(帝国データバンク)。
- (i)「資金供給者アンケート調査」。時期:2008年7月、対象:専業主婦消費者金融会社7社。なお、新規成約率は大手7社の新規申込数と契約件数から算出。
- (ii)「消費者金融の利用に関する調査」。時期:2008年調査は08年5月に実施(2007年調査は07年5月に実施)、方法:インターネット調査、対象:調査機関に登録している20歳以上の一般消費者。
- (iii)「零細企業による貸金利用調査」。時期:2008年調査は08年5月に実施(2007年調査は07年5月に実施)、方法:インターネット調査、対象:調査機関に登録している20歳以上の個人事業主と会社経営者。■